

## 第31回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年11月26日(木)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後3時
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室東側
3. 提出議案  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について  
議案第3号 非農地証明願出について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について  
(2) 農地の賃貸借権解約について  
(3) 農地使用貸借権解約書(合意書)について
5. 出席委員(16人)  
会 長 15番 大友 正一  
農業委員 1番 布田 順一      2番 大内 繁徳      3番 入間川 康弘  
            4番 佐竹 智弘      5番 大久保 昭子      6番 高橋 千里  
            7番 武田 とも子      8番 吉田 芳信      9番 相澤 喜美  
            10番 松浦 岩男      11番 阿部 悦雄      12番 入間川 昭一  
            13番 松浦 朋子      14番 引地 長一  
推進委員 渡邊 正明
6. 事務局出席職員  
事務局長 小畑 信一      局長補佐 平井 啓嗣      主幹 佐藤 理恵
7. 会議の内容 別紙会議録のとおり

## 第31回名取市農業委員会総会会議録

### 【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第31回総会を開催いたします。  
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員1名計16名出席です。  
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

### 【修 礼】

### 【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

### 【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

#### ◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

9番 相澤 喜美 委員 10番 松浦 岩男 委員

#### ◎会議の概要

##### 《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

第1班代表委員の大内繁徳です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年11月26日提出。

番号1、高館熊野堂字余方上西22番9、高館熊野堂字余方中東46番3、地目は

登記現況共田、登記面積は余方上西22番9が103㎡、46番3は150.02㎡、合計253.02㎡、転用目的は送電線鉄塔改造工事に伴う作業ヤード（一時転用）、貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定許可日より4ヶ月、賃料月 7 2,502円、送電線鉄塔工事荷下ろし場等です。

位置図、公図については、議案書の2ページから3ページ、担任委員会資料は1ページから3ページです。

22番9の場所は、国道286号の南側、相互台の入り口から余方集会所の南西に位置する電力の鉄塔の隣にある農地です。農地は宅地に隣接してありますが適切に管理されていました。

続いて、46番3の場所は、国道286号沿いの南側仙台砕石の入り口の西側に位置しまして、北側は水路に面しており一部に部材を仮置きするという案件です。一昨日の担任委員会において、借受人の代理人と現場工事の担当者2名の出席を得まして、工事内容の説明を受けました。

22番9の方ですが、担任委員会資料のとおり鉄塔の印の左側の方に部材を仮置きしまして、25トンのラフタークレーンで部材を吊り上げまして、鉄塔の袖の部分の交換工事です。道路に面しており交通に配慮して近隣に迷惑をかけないように指導しました。

続いて、46番3の場所ですが、先ほど言いました仙台砕石の西側ですが、150㎡のところ部材を仮置きし、そこから鉄塔まで人力で運んで行く工事だそうです。道路上で荷下ろしするので近隣の迷惑にならないようお願いをしています。また、この畑の所が耕作放棄地のようになっているのですが、返す時は原状回復するよう工事関係者にはお願いしています。なお、高所作業なので、工事安全の順守をお願いしています。

続きまして、番号2、高館熊野堂字余方中東15番、地目は登記現況共畑、登記面積は163㎡、転用目的は駐車場、譲渡人、譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買1㎡あたり9,090円、事業用駐車場7台です。

位置図、公図については、議案書の4ページ、担任委員会資料は5ページから6ページです。場所は、仙台砕石の敷地内にありまして、隣地との境界のとおり畑になります。第2種農地で土砂の流失は、盛土及び切土は行わず雨水は隣接する既存水路に放流することとなっています。放流する水路ですが、担任委員会資料6ページを見ていただきますとここにボックスカルバートを入れて、ここに雨水を排出するそうです。一昨日の担任委員会では譲受人の代表取締役本人が出席し、事業所内に畑が

残った経緯を話してもらいました。事業所は昭和46年から仕事をしているわけですが、自分が代表取締役になったときは、その場所が仮置き場として使用されていたのだからなかったのですが、近年他の会社との裁判がありその過程の中で農地であることが分かったので、これを是正する形で今回の申請となったわけです。現場を見ますと畑地として作られていたのですが、隣地との境に段差がありまして、大雨で土砂流失する危険がありましたので、そのことをお話ししたところ、許可が下りればコンクリート擁壁 2.5mを立ち上げて、その手前にU字溝の排水路を設けて駐車場にすることでした。また、このことについては、隣地との協議済となっていました。

続きまして、番号3、4は同一工事ですので一括して説明致します。番号3、増田字後島120番、地目は登記田、現況共畑、登記面積306㎡、番号4、増田字後島123番、地目は登記田、現況共畑、登記面積1,484㎡の内248㎡、転用目的は建設工事における工事関係者駐車場で両方とも一時転用、貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定許可日から令和4年8月25日まで、賃料月額35,000円、工事車両駐車場で使用するものです。

位置図、公図については、議案書の5ページ、担任委員会資料は7ページから10ページです。

場所は、増田中学校の東側、東岩寺の駐車場に隣接する場所です。一昨日の担任委員会に借り受人の代理人が出席し実情調査を行いました。この申請は、東岩寺の新本堂の建設に伴う工事関係者の駐車場として16台ぐらい使用したいとのことでした。農地としては第2種農地で、土砂の流失又は崩壊その他災害を発生させる恐れがないかについては、雨水の排水は下堀排水路に排水し、近隣に被害が及ばないように配慮するようになっています。ここはイオンに行く交通量も多く、中高生の通学路でありますので、工事中は交通に注意することと、工事後一時転用ですので農地として使用できるよう原状回復するよう指導しました。

議案第1号1番から4番までにつきましては、11月24日の担任委員会で現地調査を行い、1番については、借受人である東北電力ネットワーク株式会社宮城支社長より委任を受けた同社の社員から、2番については、譲受人である仙台砕石株式会社の代表取締役から、3番、4番については、借受人から委任を受けた建設会社社員から、それぞれ実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用について、問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の渡邊正明委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（渡邊正明推進委員）

議案第1号1番から4番につきましては、11月24日に担任委員会の現地調査に同行したところ、1番は、東北電力の送電線鉄塔改良工事に伴う作業ヤードの用地として一時転用するものであり、近隣農地には影響を及ぼさないと判断しました。

2番につきましては、仙台砕石の駐車場として使用するもので、この農地の周囲には農地はありませんが、隣接地と高低差がかなりあるため、雨水の流出など隣接地に迷惑が及ぼさないような対策を講ずるよう指導いたしました。仙台砕石では隣接地との間にL型擁壁を設置し、コンクリートで固める計画であるとの回答がありましたので、転用は問題ないものと判断いたしました。

3番、4番につきましては、東岩寺の工事に伴う関係者駐車場として使用するものですが、中学・高校も近接しているため通学する生徒の安全対策を徹底することと、事業完了後には農地として利用することが出来る状態まで原状回復を行うよう指導いたしました。また、近隣農地等への影響はないものと判断いたしました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号については原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年11月26日提出。

番号1、下余田字草倉田496番1、地目は登記現況共に畑です。登記面積は、

656㎡、権利種別は、贈与。譲渡し人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。経営面積は120a、世帯員2人・労力人は2人、後継者への贈与です。

議案第2号1番につきましては、11月24日の担任委員会で、申請書類を審査したところ、「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の渡邊正明委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（渡邊正明推進委員）

議案第3号1番につきましては、11月24日に担任委員会で、申請書類を確認致しました。農業後継者への贈与であることから、許可については適当であると考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。これについて、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

### 《議案第3号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第3号「非農地証明願出について」を議題といたします。

それでは、大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

議案第3号非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願出の提出があったので意見を求める。令和2年11月26日提出。

番号1、高館川上字南台62番、地目は登記畑、現況雑種地です。登記面積は、215㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は昭和56

年に農地を取得したが未耕作のまま現在に至っており、農地として復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。

番号2、愛島笠島字南小袋石47番2外4筆、地目は登記畑、現況山林です。登記面積は、合計7,843㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。

現地は昭和61年の大雨による土砂崩れにより、畑として耕作できる状態ではなく今後も農地として復元することが著しく困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。

議案第3号1番、2番につきましては、11月24日の担任委員会で、現地調査を行いました。現地は既に農地ではなくなりましたが、非農地証明書を交付するには、願出人からより詳細に実情を聴取する必要があると担任委員会の中で意見が一致したことから、今回は保留とし、継続案件として次回の担任委員会で願出人より実情を聴取した上で判断することが必要であると考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の渡邊正明委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（渡邊正明推進委員）

議案第3号1番、2番につきましては、11月24日の担任委員会で現地調査に同行しました。長年にわたり耕作放棄地状態で、農地に復元するには相当困難である現状は確認いたしました。この現状となるまでの経緯など、より詳しく実情を聴取した上で非農地判断をする必要があると考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、保留とし継続案件とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は保留とし継続案件と致します。

#### 《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の8ページをお開きください。議案第4号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和2年11月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和2年11月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規はありません。更新31件256,059.57㎡、合計31件256,059.57㎡。

2 利用権を設定する土地

田138筆 251,156.57㎡、畑7筆 4,903㎡、合計145筆256,059.57㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定31件。

② 賃借権の存続期間。1年1件、3年8件、5年7件、7年2件、10年13件。

③ 賃借10a当り。20kg1件、30kg5件、45kg1件、50kg7件、60kg4件90kg2件、11,000円9件、12,870円1件、13,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃借人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和2年11月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書9ページから15ページのとおりです。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

○ 「[なし]」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号については原案のとおり承認いたします。



《報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について》

《報告事項（２）農地の賃貸借権解約について》

《報告事項（３）農地使用賃貸借権解約書（合意書）について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項（２）「農地の賃貸借権解約について」、報告事項（３）「農地使用賃貸借権解約書について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

別紙議案書により報告事項（１）から（３）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（３）までについて承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（小畑局長）

[12月の農業委員会行事日程説明を行った。]

○議長（大友正一会長）

それでは、第31回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和2年12月24日

名取市農業委員会  
議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 9番 \_\_\_\_\_

署名委員 10番 \_\_\_\_\_